

長野県戸倉野外趣味活動センター条例

(最終改正：平成30年12月25日 長野県条例第44号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定に基づき、野外趣味活動センターの設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 勤労者の福祉増進に寄与することを目的として、勤労者に体育施設を提供するため、長野県戸倉野外趣味活動センター(以下「センター」という。)を千曲市に設置する。

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 指定管理者の指定は、センターの管理を行うことを希望するものの申請によりその候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(指定の申請)

第6条 前条の申請は、知事が定める日までに、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書(職員、センターの管理の方法その他のセンターの管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。)その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第7条 第5条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 勤労者の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。

(指定の告示)

第8条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) センターの利用の許可に関する業務
- (3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第10条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの休場日及び利用時間について、規則で定めるところによるものとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。
- (2) センターの利用の停止及び許可の取消しについて、センターの施設を損傷した場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとする。
- (3) めいていしている者その他センターの管理上著しく支障があると認められる者の入場を禁止し、又は退場を命ずることができること。
- (4) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (5) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

(協定の締結)

第11条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項

(利用料金の納付等)

第12条 センターを利用しようとする者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について規則で定める額を基準とした額を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が労働教育を行うために利用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が勤労者の福利又は厚生の上昇を図るため研修会その他これに類するものに利用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める特別の理由がある場合

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、規則で定める額を基準とした額を還付することができる。

- (1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなった場合
- (2) 利用の申込みをした者が規則で定める日までにその申込みを取り消した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める特別の理由がある場合

(委任等)

第15条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(別表) (第12条関係)

1 野球場

区分		金額
専用する場合	午前（午前9時から正午まで）	円 1,400
	午後（午後1時から午後5時まで）	1,700
	全日（午前9時から午後5時まで）	2,500
	上記に掲げる時間以外の場合	知事が別に定める額
専用しない場合		知事が別に定める額

2 庭球競技場

単位		金額
コート一面につき	午前（午前9時から正午まで）	円 1,100
	午後（午後1時から午後5時まで）	1,500
	全日（午前9時から午後5時まで）	2,600
	上記に掲げる時間以外の場合	知事が別に定める額

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。